仙台市個別避難計画作成支援報償金支給要綱

（令和 8 年 10 月 22 日危機管理局長決裁）

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、仙台市個別避難計画取扱要綱（令和 8 年 3 月 30 日危機管理局長決裁。以下「取扱要綱」という。）第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、個別避難計画（以下、「計画」という。）の作成支援を実施した事業者に対して、予算の範囲内において、仙台市個別避難計画作成支援報償金（以下、「報償金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この要綱で使用する用語の意義は、取扱要綱の例による。

（支給対象者）

第 3 条　報償金の支給対象者は、取扱要綱第 3 条に定める計画作成の対象者について計画の作成支援を実施した事業者とする。

（支給要件）

第 4 条　報償金の支給を受けようとする者は、取扱要綱を遵守するとともに、計画作成対象者の居宅等を訪問し、当該対象者の居住地における災害リスクの確認及び避難に必要な情報の聴取を行った上で、これらにより把握した情報を市に提出し、計画の完成に必要な対応を行わなければならない。

2　報償金の支給対象となる計画は、前項の規定により作成支援を行った計画のうち、取扱要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき副本が交付されたものとする。

3　報償金の支給を受けようとする者は、当該年度に前項の規定により副本の交付を受けた計画について、当該年度内で市長が指定する日までに、実績を報告しなければならない。

（支給額）

第 5 条 報償金の額は、前条第 2 項の規定により副本が交付された計画 1 件につき 7,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（支給）

第 6 条　市長は、第 4 条第 3 項の規定による報告を受けたときは、速やかに報償金を支給する。

（報償金の返還）

第 7 条　市長は、報償金を受けた者が、取扱要綱又はこの要綱に違反し、又は偽りその他不正の手段により報償金を受けたと認めるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 10 月 22 日から施行する。